

平成20年度第5回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成21年2月23日（月） 午後2時～

【開催場所】 高崎市役所・研修室（20階）

【出席委員】 計24名

会 長	細井 雅生	副会長	井上 昭子		
委 員	青木 鈴子	委 員	青山 清子	委 員	井上 光弘
委 員	梅村 馨	委 員	大竹 光子	委 員	狩野 礼子
委 員	木村 八郎	委 員	齋藤 直躬	委 員	齋藤 美恵子
委 員	櫻井 友芳	委 員	清水 雅美	委 員	須藤 ゆり子
委 員	住谷 孝司	委 員	戸塚 得子	委 員	中島 英明
委 員	平野 勝海	委 員	藤田 東洋子	委 員	松浦 千栄子
委 員	松沢 斉	委 員	松本 賢一	委 員	松本 源治
委 員	山崎 順彦				

【欠席委員】 計9名

委 員	黒沢 秀吉	委 員	駒井 和子	委 員	佐藤 洋一
委 員	中島 英男	委 員	福田 美代子	委 員	宮崎 孝明
委 員	矢島 祥吉	委 員	湯浅 僖章	委 員	若原 正大

【事務局職員出席者】 全19名

高齢・医療担当部長	坂井 和廣	長寿社会課長	嶋田 訓和
介護保険室長	田村 とし江		
長寿社会課担当係長	清水 琢磨、砂盃 美樹枝、阿久澤 健、中西 富士子		
介護保険室担当係長	飯沼 純一、秋山 泰行、河田 美恵子、生方 忠義、		
各支所担当職員	4名		
他事務局担当職員	4名		

【公開・非公開区分】 公開

傍聴者3名

【所管部課】 保健福祉部 長寿社会課

【議 事】

- 1) 高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画（案）のパブリックコメント提出意見に対する回答について
- 2) 高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画最終案の決定について

議事1 高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画（案）のパブリックコメント提出意見に対する回答について

議長 それでは早速議事に入らせて頂きます。議題1「高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画（案）のパブリックコメント提出意見に対する回答」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

—高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画（案）のパブリックコメント提出意見に対する回答について事務局より説明（会議資料「『高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画』パブリックコメントの結果」参照）—

議長 ありがとうございます。ただ今の説明の中に前回の介護保険運営協議会で話題になりました2点の修正を入れて頂きましたが、それにつきましてのご意見・ご質問等がございますか。

委員A 特定健診の説明の中に「高崎地域の環境保健委員に対しては、環境パトロールの際などに制度の説明をし・・・」とありましたが、町内会長・区長が率先してその周知に当たるべきではないでしょうか。

事務局 高崎地域では地域ごとに春と秋に環境パトロールを実施しており、市環境部・健康課も合同で町内のゴミステーション等を巡回します。終了後に行政報告というような形で簡単に説明をする機会を設けさせて頂き、その際に特定健診制度の変更の説明もさせて頂いております。また地域によりましては、雨天によりパトロールができない場合、研修会を設けさせて頂いて制度の説明をすることもございます。

そのように、地域ごとにばらつきがあるという状況であるため、そこの部分の記載につきましては省略ということで検討させて頂きました。

また、来年度に向けての検討となりますが、環境保健委員の研修会等がございましたら、その場で特定健診制度の説明をさせて頂き、変更の部分につきましては同委員の方々にもご理解いただけるとありがたいと思っております。

議長 ただ今の説明ですと、基本的には環境保健委員の仕事であるということでしょうか

事務局 いいえ。環境保健委員に具体的に周知の業務に当たって頂くというところまでは考えておりません。今年度から特定健診制度が始まり、市民の皆様にもまだ周知徹底されていないため、少しでも制度を市民の皆様知って頂きたい。また、同委員の方々にも制度が変わったことをご理解いただきたいので説明の機会を設けさせて頂ければありがたいということです。

その説明をしたからといたしまして、同委員の方々に健診受診率の向上に当たって頂くというようなことは今のところはございません。

議長 ありがとうございます。このご意見は保健委員のような主たる窓口を置いて、その人がその説明に当たったらよいのではないかと、という意見かと思えます。それに対して既存の枠組みでは環境保健委員が近いのではないかと、という回答がありましたが、逆に具体性が無くなり何か具体的な方向性は出せないということでしょうか。

事務局 特定健診制度は国から受診率の目標が示されております。最終的には5年後の平成24年度ですけれども、65%という高い目標値が設定されております。その目標を達成できない場合は各医療保険者から後期高齢者支援金ということで後期高齢者医療へ拠出する制度となっているが、その拠出額が最大で10%加算される取り扱いとなっています。ですから特定健診の担当としても受診率の向上は最大の目標となるので、あらゆる手段を講じて受診率の向上を図っていかねばなりません。平成20年度の実績は特定健診等実施計画では45%という目標が定められています。実績はまだ確定していないが約30%となっています。

議長 パブリックコメントに対する回答なので、取り組みが既にある目標値を達成するために実施している手だてを明確に出すことは可能でしょうか。

事務局 受診率の向上については受診者を増加させる施策と分母になる数字を減らす施策とが考えられますが、国からは特定健診除外対象者が示されています。また個々に事業主健診の結果を取り入れて反映させるなど複雑であり表現しづらい部分があるため様々な周知の方法という表現でご了解いただければありがたい、と考えています。

議長 今回の回答では、国が示した目標値をクリアするために様々な方法を考えているということになるが、健診をしてリスクを減らすというのが基本であるのですから、本末転倒な話になってしまいます。

委員B 質問された方は周知を図る意味で例えば保健委員を増やすとか、保健委員に変わる身分を考えているか、などを列挙すればよいのではないのでしょうか。そうしたものが無ければ保健師が窓口代わりに外部に伺って周知するなど代案的なものや保健委員に代わるものを例として出せばいいのだと思います。環境保健委員が行わないのであれば環境委員を示すのは委員に失礼ではないのでしょうか。

議長 今のところ健康課では具体的に示すことは難しいということですね。

委員C 母子保健等推進協議会では母子のがんなど成人病の健診に関する活動をしています。特定高齢者の健診というだけではありませんが、健診への勧めとして声かけ運動等を実施して、健康課に報告する体制になっているので、もし具体的に記載をするのであれば、母子保健推進協議会ではそうした関わりを持って活動していることを記載して頂きたい。

議長 新しい制度ですので機会を見て伝えることをしてこられたのだと思いますが、現状、そして今後の考えを出して頂けると一番良いと思います。また、コメントでは明快に保健委員を例示しているので、できるだけ抽象部が無いほうが良い。それから、難しい議論はあるかと思うが、目標値は出して頂くとありがたいので検討して頂きたい。

事務局 保健委員を置き、という部分について、高崎市では環境保健委員に周知を図って頂いてはいないが、声かけ等も一つの方法とは考えています。ただ具体的に環境保健委員へ伝えていないため、この場でそうした方法を行うという回答は難しい。環境保健委員が市民に健診制度が代わったことの声かけをして頂ければ大きな力になると思うので、今後の検討課題としたい。

議長 具体性に期待したいと思います。次に13ページの苦情解決体制の充実についてはいかがでしょうか。

委員D 「苦情解決体制の充実」という項目についてですが、「苦情」という概念が辞書等では「他から害を受ける状態に対する不平・不満の気持ち」ということであり、「要望」は「求め望むこと、強く期待すること」ということですので、少し強い表現の仕方ではないかと感じます。また、契約違反や改善について利用者からの要望も出ているため、「(苦情)等」を入れると良いのではないかと思います。

事務局 今現在、事業所でも「苦情箱」ではなく「意見箱」というような表現を使っているところが多いですし、実際に苦情だけではなく、意見等も広く受け入れるよう指導を

行っているところですので、委員さんがおっしゃるとおり、そのような表現の仕方のほうが望ましいと思います。

議長 では、委員さんからのご意見のとおり修正をお願いできればと思います。
私からもう1点、この箇所の最後に指導しますという強い表現があるが、助言・指導という表現が一般的ではないでしょうか。

委員E 地域包括支援センターと在宅介護支援センターについてですが、ここでは答えが良く分かりません。「設置された背景や現状のそれぞれの機能」とありますが、分かる人は限られます。また、前橋は直営で無く高崎は直営ですが、直営ということアピールしたほうが良いのでしょうか。もう少し地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの位置づけ、関係をもう少し分かりやすく答えて頂きたい。

議長 地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの関係については、もう少し具体的に記載をお願いしたい。それぞれの中心的機能に触れて、両方が上位下位の関係でない、ということが出したいと思います。先ほどの特定健診もそうですが、パブリックコメントを活用していろいろな形で周知する、という部分でもう一工夫をして頂ければ、と思います。他に何かございますか。よろしいですか。

議事2 高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画最終案の決定について

議長 続きまして、「高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画最終案の決定」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

—高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画最終案の決定について事務局より説明（会議資料「高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画（案）」参照）—

議長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等はいかがでしょうか。

委員F 苦情の「指導」のところに「助言」を加えたほうがよいのではないのでしょうか。

議長 それはそのとおり併せて直していくべきだと思います。

委員G 認定者数の見込みが概要版と本書で数値が違います。また、給付費以外の事業費も概要版と本書で違います。

事務局 随時見直しを行っていたため数値がずれました。本書が正しく、概要版を修正します。給付費以外の事業費についても、同様に本書が正しく、概要版を修正します。

委員F 何点か意見があります。表紙のイラストの肩ぐるま行為は危険なので表紙とするのはいかがか、と思います。28ページの「パット」は「パッド」が正しいのではないのでしょうか。32ページにいきなり「軽度者」という言葉が出てくるので分かりづらいです。また、40ページの苦情等解決で、ケアマネジャーからサービス利用者家族への太い矢印に「助言」とだけありますが、場合によっては「改善」もあると思われ

ます。79ページの認知症予防のところにて特定検診等のチェックリスト等の記載をしたほうがよいのではないのでしょうか。83ページの長寿会活動について、パブリックコメントの回答ではグラウンドゴルフとなっていますが、計画書ではグラウンドゴルフとなっているので統一を図るべきです。88ページも同様です。89ページのシルバークリニックセンターのところで、ワーキンググループの中の意見で「働いている方の安全面を考慮することが大事ではないか」という意見があったし、大事なことだと思うので、例えば庭木の剪定などでは怪我の問題があるかと思いますが市でも安全面で考慮して行っていることが入ったほうがよいのではないのでしょうか。98ページの防犯への取り組みで、警察や消費生活センター等協力機関の記載があるが、可能であれば金融機関等を加えたほうがよいと思います。また認知症の方を含む高齢者のドライバーの事故が多発しているため、ここでは認知症という言葉を入れたほうがよいのではないのでしょうか。92ページ等の「その人らしい生活の継続」等の言葉がありますが、周囲に迷惑をかけているなどの場合もあるのでこの表現はいかがかなものではないのでしょうか。101ページのボランティア活動などの支援のところで、「側面支援」は「側方支援」が正しいのでしょうか。

計画書の「用語の解説」と計画書概要版の「介護保険キーワード集」は同じような意味であれば言葉を統一したほうがよいのではないのでしょうか。

本文で解説されているため用語の解説に載っていないのかと思いますが、「介護保険運営協議会」「地域包括支援センター」の解説がありません。解説でも簡単に触れ、そこで本文ページを示すと該当箇所を拾い出して読みやすいのではないのでしょうか。また「社会福祉協議会」の解説を加えても良いのではないのでしょうか。

120ページの認定調査のところでは、主治医の意見書についても触れたほうがよいのではないのでしょうか。

議長 まず、軽度者についてはいかがでしょうか。

事務局 ここでは要支援1、2および介護1までを意味しています。

議長 それであればそのまま記載して頂いたほうが、範囲がはっきりします。次のケアマネジャーからの助言のところは、説明という言葉とすることはいかがでしょうか。

委員H この表の考え方は、ケアマネジャーに対する苦情ではなくサービス事業所に対する苦情を利用者家族がケアマネジャーに相談した場合だけを想定したものという考えでしたが、先ほどの意見のとおりケアマネジャーそのものに対しての苦情の相談もあるので、サービス提供事業者に対する矢印は助言でよいと思いますが、下向きに伸びる矢印は改善・説明などの言葉を入れたほうがよいと思います。

議長 言葉の重みを検討しながら入れて頂く、ということでしょうか。

委員I ケアマネジャーとしてはサービス事業者の一つですので、ここでは改善という表記でよいと思います。

委員H 計画は市民向けでしょうか、事業者に向けたものでもあるのでしょうか。最近利用者からの苦情だけでなく事業者から利用者に対する苦情もケアマネジャーには寄せられることが多くあるので、サービス事業者からの矢印も双方向としたほうがよいのでは

はないでしょうか。

委員F 賛成です。ケアマネジャーは客観的に業務を行い、コミュニケーションもある程度取っているけれども利用者の勘違いによる苦情もあると思うので表現していったほうがよいと思います。

委員J そうなると、サービス利用者・家族への下向きの矢印が助言・改善だけでなく、和解・調定などということも必要になってしまうので、ターゲットをだれにするのか明確にして注釈を入れたものにしたほうがよいのではないのでしょうか。

議長 どこまで抽象化した表現とするかですが、事務局どうぞ。

事務局 追加したイメージ図のご議論を頂いていますが、本文に記載しましたが、利用者などから、ということ想定しています。なおかつ市で取り組む体制等を表した図となっています。ケアマネジャー自身の苦情もありますが、この図ではサービス提供事業者に対する苦情に特化した記載ですので、国保連、県、市が調査指導を行うのはサービス提供事業者という記載になっています。今現在のものがベストとは考えていませんが、追加して記載をすると却って分かりづらくなってしまいか、と思います。サービス提供事業者に向かう市、県、国保連からの矢印をケアマネジャーのところまで入れるのか、といったところまでご検討頂けるとありがたく思います。

委員J 図のタイトルの後に（利用者家族からの苦情に対する標準的な解決体制）等の表記をしてはどうでしょうか。

議長 ただ今の形でよいかと思います。中の言葉については助言だけでなさそうなので、説明という表現ではいかがでしょうか。

委員I ケアマネジャーの苦情というとらえ方でなかったら、やはり説明をサービス提供事業者にしているので、説明という言葉が適切と思います。

議長 サービス提供事業者からも改善だけでなく、説明・改善という図式としていけばよいかと思います。それから、図の向きを上下でなく左右で示して頂きたい。

委員C 利用者から見ると、ケアマネジャーもサービス提供事業者も同一のものという考え方も出来るのではないかと思います。受ける側からすればどちらもサービス提供事業者ではないのでしょうか。ケアマネジャーから市へ相談の矢印があるが、サービス提供事業者から市へも相談の矢印があっても良いのではないのでしょうか。ケアマネジャーとサービス提供事業者を一つにまとめても良いかと思います。

委員F この図の目的が苦情解決の体制づくりということであって、事業者のサービス提供事業者の向上や、良いケアをして頂きたいとか、というところの改善を含めた図となっているのではないのでしょうか。そうなると、まずはこれでいかないとややこしくなってしまうのではないのでしょうか。

ケアマネジャーが苦情を受けて市に相談に行く、またサービス提供事業者へ改善をして頂く等の窓口となるというイメージで始まるのではないか、と思います。

議長　　そういうことであるかと思えます。まとめてしまうとケアマネジャーの調整的な機能が見えなくなってしまうので、現実にはいろんな場面があるが、目指すべきものの図であると思うので、分けて取り扱うことがよろしいかと思えます。

委員F　　サービス提供事業者だけでなく、ケアマネジャー自身の向上にもつながると思えます。ケアマネジャーがこういう役割があることの認識を持って頂くことが必要だと思えます。

委員J　　ケアマネジャーとサービス提供事業者をひとまとめにしないほうがよいと思えます。法律上居宅介護支援事業所と居宅介護サービス事業所が別のもので、ケアマネジャーには苦情の申し立てがあったときに事実確認をして必要な調整を行うことが義務づけられているので分けたほうがよい。ただしサービス提供事業者から市への相談や、ケアマネジャーへの調整依頼があっても良いと思えます。

議長　　その矢印は引いてください。他に無いようでしたら次に進みます。79ページですが、チェックリストについては何度か協議会で出ています。これはぜひ入れて用語集でも簡単に説明して頂くと分かりやすいかと思えます。

事務局　　特定高齢者の把握事業の中で生活機能評価について、チェックリストについては用語集115ページで基本チェックリストという言葉が入っています。118ページの生活機能評価の中に基本チェックリストによるチェックを行い検査していくという説明としています。

委員E　　認知症予防のところの基本チェックリストも関係していることが分かると思い思えます。

事務局　　基本チェックリストに沿って認知症に限らずいろいろな介護予防が実施されるので、ここだけ基本チェックリストの言葉を入れるのはいかがなものかと思えます。おっしゃって頂いていることは分かりますが現状ではここに記載することはまだ無理があります。

委員E　　この部分は大切なので、繰り返しでもどこかに出てきてほしい。65才以上の方にこうしたことを実施しているということを市民のどれくらいの人知っていて25問の質問で何をチェックしているのかということが何人知っているのでしょうか。
チェックをして特定高齢者の拾い出しや予防など市が行っている体制づくりを記載していくべきではないでしょうか。

議長　　ただいまのご指摘は、第6節の他の計画との整合性というところで喚起しなくてはいけないことだと思えます。これはいろいろな計画が総合的に動いているということに記載して頂いたものですが、そこに目を向けてもらう方法を工夫して、関連性を持たせて頂ければと思えます。

委員E　　それから89ページは委員のワーキングでの意見で安全面にも注意を払わなくてはならない、という点についてあえて文章に載せなくても当たり前であればそれでよい

でしょうし、書くのであればそれでも良いかと思えます。

議長 記載に難しい部分はあるが検討をお願いします。例えば剪定であれば請ける方は予定するわけですが、自分の体調などを度外視して動くこともあり得るので、配慮した記載ができればと思います。

事務局 委員のご指摘はごもっともであり、そういうことが無いよう安全に留意して頂くようお願いしていますが、シルバー人材センターは社団法人であって高崎市の組織ではないため、業務上のことについて計画書に記載をしていくことは難しく、このような記載になっています。

議長 記載をすると管理していることになってしまうわけですね。

委員E それから、98、99ページの振り込め詐欺のところ、金融機関等の記載があったほうがよいのではないかと、という点と認知症ドライバーの認知症という言葉が交通安全のところに入れるべきか、という点についてです。

議長 認知症ドライバーという言葉は差別用語になりそうですね。

委員K 私は金融機関の出身ですが、これは可能です。今は警察官がキャッシュコーナーなどに定期的に立ち会ってもらったりもしています。

議長 ここに記載しているのは市の活動についてですが、いかがでしょうか。

事務局 市で行っていることを記載しており、今後の方針に金融機関との連携を記載することは可能だと思います。しかし現状やっていないことは記載できません。委員のお話にある金融機関独自の取り組みを行っているところもあり、子どものパトロール冊子を作成しているところ等もあります。当然警察とも連携して頂いているので、そのほか市が別にお願ひして連携して取り組むことがあれば記載をしていきますが、担当部署に確認をして現状、今後の方針を確認したい。

委員E 認知症ネットワークの立ち上げについて少し動き始めたところですが、警察任せや金融機関任せにしてもやりません。だから高崎市がやる、ということを知りたいのです。

事務局 既に取り組んで頂いているものがあるので、重ねて行って効果があるものがあるかもしれないが、市として別に警察ではできないことについて金融機関との連携ができることについて考えられるかについて担当部署に確認していきます。

議長 より具体的な連携のあり方を模索するなどは入れていっても良いかと思えます。それから「その人らしい」という表現は除いてしまってはどうでしょうか。

委員E 用語集とキーワード集との用語を統一してはどうか、という点と、介護保険運営協議会、高崎市社会福祉協議会、地域包括支援センターは計画書本文に内容がありますが、用語集にも解説があつて良いのではないのでしょうか。

議長 用語は記載に工夫して頂き、それぞれの用語は解説に記載があつて良いのではないのでしょうか。

委員 J 120ページの認定調査と認定調査員のところの説明は目的、調査内容の記載をしっかりと頂きたい。また認定調査員がどういう人になるのかについての説明があつたほうがよい。

議長 認定調査の説明と、主治医の意見書、認定調査員の資格その他について明確にして頂ければ、と思います。

委員 J できれば認定調査員証についても分かると思いいます。

議長 訪問の現場は誤解を受けるなど大変なので、こういったところでの記載も重要かと思ひます。

委員 A 97ページの防災体制の整備のところ、自主防災組織の育成とありますが、一般的には育成という、既存の団体・組織に対するものだと思うが、自主防災組織は残念ながらまだ36%位であり、これから充実拡大させるということであればこの記載はいかなもののでしょうか。

事務局 既存の組織の育成だけでなく、組織化を進めていくことが大事だ、というご指摘だと思いますので、担当部署に確認をして適切な修正を加えたい。

委員 H 97ページのところのぐるりんの今後の方針で、市民サービスの向上を図るため、というところでもう少し高齢者の生活するための足の確保に重要な資源なので、そういった記載をお願いしたい。

議長 社会参加のための資源として、ということかと思ひますが、それを入れて頂くことが大事ですので、他にも小回り化なども課題ですが検討して頂きたい。

委員 L 64ページでは地域包括支援センターが図で真ん中に太字で入っているが、65ページは文字が目立ちません。意見にも両者の図の違いが分からないなどもあつたので、地域包括支援センターが重要だという表記にして頂きたい。

事務局 64ページのイメージ図は以前分かりづらいつのご意見を頂き修正しました。65ページは業務連携のフローとして作成したため地域包括支援センターを大きくすることは意識していませんでしたが、分かりやすくなるようであれば修正をしたい。

議長 他にありますでしょうか。私から、2ページの他の計画との整合性の説明ですが、はつらつしか出ていないので、地域福祉計画は記載が必要かと思ひます。それからぐるりんの話が出てきましたがバリアフリー計画も関連して動かなくてはならないことかと思ひるので、具体的に計画名を出して頂ければ、と思ひます。

委員 D この計画に乗せるものではないかもしれませんが、ケアマネジャーや包括支援セン

ター職員へのメンタルケアはどうなっているのでしょうか。重荷を背負って、相談に乗ったりケアプランを立てたりすることで、利用者、事業者との間に入って精神的な負担があるかと思いますが、メンタルケアはきちんとなされているのでしょうか。庁舎内など以外に、外部への相談の連携・委託を図ることも必要ではないでしょうか。

議長 ワーキングの中でも援助者の支援ということで話題には出ていますが、いかがでしょうか。

委員 I ケアマネジャーの立場から、ありがとうございます。ケアマネジャーは包括支援センターに主任ケアマネジャーがおり、そちらで後方支援を行っています。そのなかでメンタルケアも、ということで、包括支援センターは主任ケアマネジャーと保健師と社会福祉士がおり、包括的ケアマネジメントという主任ケアマネジャーがケアマネジャーを支援するという業務が入っているので、たぶん包括支援センターできちんと支援して頂けると思っています。

委員 H おっしゃるとおりそのように努めてはいますが、今の体制でケアマネジャーの研修、メンタルケアなり苦情の相談など地域包括支援センターの中ですべてを賄わなければならない体制で主任ケアマネジャーとしても大変苦しい思いをしている状況です。できれば I 委員の発言にあるようなことも計画に明記して頂けるとありがたいです。包括の職員も予防プランを立てるケアマネジャーの立場でもあるので、困難事例などや対応に苦慮するような苦情もありストレスがあります。

議長 38、39ページのケアマネジャーの質的向上のところに、課題としてメンタルケアなどの確保など体制の拡充が必要であることを記載して提示することはいかがでしょうか。

事務局 関連して61ページのところで地域包括支援センターが居宅のケアマネジャーを対象に行っている研修を記載しています。全体研修として一度の集まって行う研修もあるし、地域ごとに集まって事例検討方式で行うこともあります。また、今年度は居宅のケアマネジャーだけでなく在宅介護支援センターを含めてということになるかと思いますが、意向調査を実施し意見を頂いているところです。また、一部のケアマネジャーに集まって頂きケアマネジャー自身の心のケアに視点を当て、臨床心理学の先生を講師にして業務で現実と理想の間で苦しんでいるような状況から切り抜ける方策があるのかということについて研修会を行いました。また、そういったことを踏まえ地域のケアマネジャーや事業者がどういった研修を望んでいるのかを拾いながら新年度につなげていきたいと考えています。

議長 計画書の中で、研修という言葉に隠れてしまうと分からなくなってしまいます。

事務局 計画書の中、というお話がありましたが、今年度はどんな研修の希望があるのかを把握するのが課題であり、その点を尊重して新年度以降も研修を組み立てていきたい。

議長 もう少し具体的な表現ができるでしょうか。それから研修体系にケアのシステムを構築していかなければなりません。研修では自己研鑽をなささい、ということになるので、そうではなく相談窓口などを作っていかなければなりません。もう少し言うと

スーパーバイザーが明快に必要ということになると思うので、そこまで踏み込めないにしても認識としては孤立する可能性やうまく吐き出せる場所が無い、ということは課題として出して良いのではないのでしょうか。だからそれに対する支援体制が必要です。

委員E 内容に出てくる研修や支援という言葉に隠れてしまっていると思うのでもう少しはっきり表現したほうがよいと議長は話したいのだと思いますし、ケアマネジャーが疲弊してしまい事業所から出向してもらえないような状況やなり手がいなくなり地域包括支援センターの運営が難しくなってしまうのは困る、という意味でももう少し明言することができないのでしょうか。

委員B 39ページの研修で、包括支援センター中心とは包括支援センターの研修ですから、今の話だとここへメンタルケア等を付け加えればよいのではないのでしょうか。

議長 今の点について具体的にメンタルケアのフォローアップ体制の記載について検討して頂きたいと思います。

事務局 具体的な内容を分かりやすく表現するよう検討したいと思います。

議長 よろしく申し上げます。他にありますか。無ければ以上をもちまして議事は終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。